

(目的) 善通寺市では、地域経済の活性化や、安心・安全で人にやさしい住宅環境をつくるため、市内に本社・本店がある施工業者を利用して住宅のリフォームを行う市民の方に、善通寺市商品券を交付します。

令和8年度より紙の商品券またはゼンツウジペイによるデジタル商品券のどちらかを選択できます。

※交付する商品券をリフォーム費用に充てることは出来ませんのでご注意ください。

(補助制度概要)

補助対象リフォーム工事費(30万円以上の工事)の20%に相当する額で、最大(上限)20万円分の商品券が交付されます。※1,000円未満切り捨て
なお、同一対象者・同一対象住宅への助成は1回限りとなります。

(計算例 工事費 30万円の場合 ⇒ 30万円×20%=6万円の商品券

工事費 100万円の場合 ⇒ 100万円×20%=20万円の商品券

1. 対象者
 - (1) 市内に居住し、住民登録をしている方
 - (2) 本市の市税に滞納がない方
 - (3) 暴力団員もしくはその関係者でないこと
 - (4) 過去に住宅修繕等事業による商品券の交付を受けた者でないこと
2. 対象住宅の要件
 - (1) 対象者が住み、持ち家であること。(所有者と親族等の関係にある場合は可)
 - (2) 対象者の占有部分(マンション等集合住宅)
 - (3) 対象者の居住部分(店舗等の併用住宅)
 - (4) 本市の固定資産課税台帳に記載されている住宅
3. 対象工事
 - (1) 対象工事の施工業者が、市税に滞納がなく、市内に本社、本店を有する業者。(個人事業者は住民票を有すること。)また、暴力団と関係がないこと。
 - (2) 対象工事の経費(消費税含)が30万円以上の工事
 - (3) 市長が補助交付決定後に着手するもの
 - (4) 令和9年2月26日(金)までに、市に所定の完了報告書が提出できる工事

4. 交付対象となる工事・対象とならない工事 ※別表の【交付対象リフォーム工事例 一覧】参照

5. 注意点

- ① 予算が上限に達した場合、受付をお断りすることがありますので、申請前にご確認ください。
- ② 書類審査や関係部署への照会がありますので、申請書の提出から交付決定する(工事を開始できる)まで、2週間程度かかる場合があります工事の開始には余裕をもって申請書類を提出するようにして下さい。また、交付決定通知が届いてから施工業者に連絡のうえ、工事に取り掛かって下さい。
- ③ 市が交付決定する前に工事を着工した場合は交付決定を取り消しますので、必ず交付決定後に着手して下さい。交付決定前の請負契約の締結も事前着手となりますので、注意して下さい。
- ④ 他の公的補助金(国庫補助金)等の支給を受ける場合でも、併せて本事業の申請を行う事が可能です。ただし、総工事費から他の補助金額を控除した額に対しての計算となります。

【計算例】総工事費：120万円(税込み) 他の補助金：30万円の場合、

120万円－30万円＝90万円 90万円×20%＝18万円分の商品券

となりますので、他の補助金の支給額が分かる書類を併せて提出してください。